

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	13号及び46号	秋田市河辺和田字上石川108番から同市河辺和田字下石川177番3まで	秋田河川国道事務所
一般国道	13号及び46号	秋田市河辺和田字下夕河原54番6から同市河辺和田字下夕河原11番2まで	秋田河川国道事務所
一般国道	13号及び46号	大仙市協和船岡字西ノ向38番1から同市協和船沢字上木沢33番1まで	秋田河川国道事務所
一般国道	46号	大仙市協和稲沢字釜ノ川沢1番8	秋田河川国道事務所
一般国道	46号	大仙市協和稲沢字番屋17番1から同市協和稲沢字番屋12番まで	秋田河川国道事務所
一般国道	46号	大仙市協和稲沢字番屋4番3から同市協和 荒川字木ノ目沢山6番3まで	秋田河川国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。